

大鰐温泉介護センターあぜりあ料金表

(訪問介護・介護予防訪問介護事業)

2019.10.1改訂

I. 基本料金

① 訪問介護 (主なサービス提供時間)

	サービス提供時間	料金	介護保険適用時の額	
身体介護	20分～30分未満	2,740円	・各利用者の負担割合に応じた額 (1～3割負担)	
	30分～60分未満	4,350円		
	60分～90分未満	6,350円		
	90分～120分未満	7,260円		
	120分～150分未満	8,170円		
	他の設定及び料金についてはお問い合わせ下さい			
生活援助	20分～45分未満	2,000円	・各利用者の負担割合に応じた額 (1～3割負担)	
	45分以上	2,460円		
身体介護 + 生活援助	身体介護	生活援助	料金	・各利用者の負担割合に応じた額 (1～3割負担)
	30分未満	20分以上45分未満	3,470円	
	30分未満	45分以上70分未満	4,190円	
	60分未満	20分以上45分未満	5,070円	
	60分未満	45分以上70分未満	5,800円	
	60分未満	70分以上	6,520円	
	90分未満	20分以上45分未満	7,070円	
	他の設定及び料金についてはお問い合わせ下さい			

② 介護予防訪問介護 (1ヶ月の定額)

	料金	介護保険適用時の額
ア. 週1回の利用の場合	11,720円	・各利用者の負担割合に応じた額 (1～3割負担)
イ. 週2回の利用の場合	23,420円	
ウ. 週2回を超える利用の場合	37,150円	

※週2回を超える利用の場合は要支援2の方に限ります。

③ 通院等乗降介助 1,080円 (介護保険適用時は各利用者の負担割合に応じた額となります)

④ 弘前市生活支援サービス I (生活援助のみ45分から60分)

週1回程度	2,150円/回 (月4回まで)	・介護保険適用時は各利用者の負担割合に応じた額となります
	9,350円/月 (月5回) ※月額上限額	
週2回程度	2,150円/回 (月8回まで)	
	18,680円/月 (月9回) ※月額上限額	

Ⅱ. 加算・減算等

・介護保険適用時は各利用者の負担割合に応じた額となります（1～3割負担）

特定事業所加算Ⅱ 報酬の合計額の10% すべてのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者が指定訪問介護を行った場合、1回につき所定単位数に加算されます。 ※基本料金に含まれています
初回加算 2,000円 ・初回利用時もしくは前2カ月間にサービス利用が無く、再開された際にご負担いただきます。
緊急時訪問介護加算 1,000円 サービス計画に位置付けされていない身体介護を中心としたサービスをご利用、またはそのご家族などから要請を受けて24時間以内に行った場合にご負担いただきます。
生活機能向上連携加算 1,000円 （介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーションを実施している事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画（介護型ヘルプサービス計画（介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画）・生活支援型ヘルプサービス計画）を作成（変更）する場合ご負担いただきます。
生活機能向上連携加算Ⅰ 1,000円 （介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーションを実施している事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画（介護型ヘルプサービス計画（介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画）・生活支援型ヘルプサービス計画）を作成（変更）する場合ご負担いただきます。
生活機能向上連携加算Ⅱ 2,000円 （介護予防）訪問リハビリテーション又は（介護予防）通所リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職又は通所リハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画（介護型ヘルプサービス計画（介護予防訪問介護相当サービス計画・訪問介護相当サービス計画）・生活支援型ヘルプサービス計画）を作成（変更）することへの評価です。（※1回／月 3ヶ月間）
特別地域加算 報酬の合計額の15% 当事業所は国が定めた地域でサービスを提供しているため加算されます。
処遇改善加算（Ⅰ）ア 報酬の合計額の13.7% 介護職員の処遇改善の取り組みとして介護報酬に込みこまれ介護職員処遇改善加算として算定します。基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 報酬の合計額の6.3%
同一建物等減算 報酬の合計額の10% 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する方に対して、サービスを提供した場合減算対象となります。（住宅型有料老人ホームあぜりあ入居されている方対象）

◆訪問介護職員が2名でサービス提供を行った場合通常料金の2倍の料金となります。

・体重の重い方に対する入浴介助等のサービスを行う場合や暴力行為などがみられる方へのサービスを行う場合等

◆交通費

- ・通常のサービス実施地域（大鰐町・弘前市・平川市）以外でご利用される場合、交通費の実費を頂きます。

通常のサービス実施地域を越えた地点より片道1キロメートルにつき37円となります。

- ◆お客様のお住まいでサービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様の負担となります。

Ⅲ .利用料金の支払方法

- ・ご利用料金につきましては原則として月末に精算し翌月のご請求とさせていただきます。
- ・サービス利用に係る自己負担、その他の実費等の料金は、原則として毎月10日迄に前月分の請求をいたします。

請求書を受け取ってから20日以内に現金払または指定口座に振込によりお支払い下さい。

お支払い頂きますと請求書兼領収書に領収印を押印いたします。

またゆうちょ銀行口座からの自動引落によるお支払いもできますのでご希望の方はお申し出下さい。

指定振込口座		
青森銀行	大鰐支店 普通預金	2 5 9 6 9 2
みちのく銀行	大鰐支店 普通預金	5 5 0 0 6 2 1
東奥信用金庫	大鰐支店 普通預金	1 0 1 5 8 6 3
ゆうちょ銀行	記号 1 8 4 4 0 番号	2 0 8 4 1 8 9 1

口座名義
社会福祉法人北光会
理事長 小田桐 磨

※手数料はご利用者様のご負担でお願い致します。

Ⅳ .その他

- ・ご不明の点がございましたら、住宅型有料老人ホームあぜりあまでお気軽にお問い合わせ下さい。

TEL 0172-49-1016